

表2 平成27年度河川水質(BOD)測定値(mg/ℓ)

場所(河川)	平均値	環境基準
① 古城橋(国近川)	2.1	8
② 有明橋(国近川)	0.8	8
③ 鶴吉公民館(長尾谷川)	2.2	8
④ 神寄川上流	1.1	8
⑤ 西沼寺前(神寄川)	1.7	8
⑥ 夫婦橋(長尾谷川)	2.9	8

表3 平成27年度海域水質(COD)測定値(mg/ℓ)

場所(海域)	平均値	環境基準
① 内港	2.95	3
② 新立海岸北	2.05	2
③ 新立海岸南	1.75	2
④ 塩屋海岸北	1.75	2
⑤ 塩屋海岸南	1.75	2

■用語解説

硫黄酸化物…硫黄と酸素の化合物。刺激性の強いガスで、目に刺激を与え呼吸機能に影響を及ぼす。
生物化学的酸素要求量(BOD)…河川の汚染状態を示すもの。数値が大きいほど水質汚濁している。一般的に魚が息できるのはBOD 5mg/ℓ以下だとされている。

化学的酸素要求量(COD)…湖沼・海域の汚染状態を表すのに用いられ、数値が大きいほど水質汚濁している。

大気環境
 大気の汚染は、工場などから発生するばい煙や、自動車から排出される汚染物質などによって起こります。町は毎月1回、4カ所で硫黄酸化物を測定しています。27年度は、いずれも基準を大幅に下回っていました。

水環境
 水環境の汚濁は、工場や家庭などから排出される汚水により起こります。町は、河川については年4回6カ所、海域については年2回5カ所、水質調査を行っています。河川は基準値以下でしたが、海域は一部で基準値を超えていました。(表2・3)
 美しい海を守るため、引き続き水質状況を監視していきます。

問 町民課生活環境係
 ☎ 985-4117

表1 平成27年度硫黄酸化物測定値(ppm)

場所	平均値	環境基準
① 塩屋	0.0037	0.04
② 本村	0.0027	0.04
③ 徳丸	0.0023	0.04
④ 北黒田	0.0034	0.04

空気や水の汚染度
 松前町の環境測定結果は？

きれいな空気保つために 野外焼却(野焼き)をしないで

野焼きは、法律で禁止されています。ドラム缶、ブロック囲いや穴を掘っての焼却、一定の基準を満たしていない焼却炉の使用も禁止です。有害物質が発生し、近隣に住む人の迷惑にもなるのでやめましょう。

●禁止の例外(やむを得ず例外が認められているもの)

▷災害時などの応急対策▷農業者が行う稲わらなどの焼却(廃ビニールの焼却は禁止)▷キャンプファイヤーをするときなどの木くずの焼却▷風俗慣習上、宗教上の塔婆の供養焼却など行事での焼却

●近隣に住む人への配慮

例外の場合も、大量の煙や臭いで苦情の原因となることがあります。できるだけごみ収集やごみ焼却施設、堆肥化施設(せんてい類)へ出しましょう。

やむを得ず行うときは、▷周りに声を掛け理解を得てから行う▷煙がなるべく出ないように草木をよく乾かす▷少量ずつ焼却する▷風向きや洗濯物を干す時間帯を避ける—など十分配慮してください。



問 町民課ごみ対策係

☎ 985-4117